

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（居室の天井の高さ） 第二十一条 略</p> <p>2 学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては、天井の高さは、前項の規定にかかわらず、三メートル以上でなければならぬ。</p> <p>3 略</p>	<p>（居室の天井の高さ） 第二十一条 略</p> <p>2 学校（専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては、天井の高さは、前項の規定にかかわらず、三メートル以上でなければならない。</p> <p>3 略</p>